

# ○一関工業高等専門学校実習工場管理規則

(令和3年12月2日制定)

## (趣旨)

第1条 この規則は、一関工業高等専門学校学則第12条の規定に基づき実習工場の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 学生の実習教育及び研究支援等に必要な設備・環境等を整備し、実践的技術者養成の支援及び研究支援を行うことを目的とする。

## (施設)

第3条 実習工場の施設は、機械実習工場及び化学工学実習工場（以下「各実習工場」という。）とする。

## (業務)

第4条 各実習工場は、次に掲げる業務を行う。

- 一 施設・設備の維持・管理等に関すること。
- 二 本校学生・教職員に対する技術教育及び研究支援に関すること。
- 三 地域連携に基づく技術支援に関すること。
- 四 その他、目的達成に必要な業務に関すること。

## (実習工場責任者)

第5条 各実習工場に責任者を置く。

- 2 機械実習工場責任者は機械・知能系の系長、化学工学実習工場責任者は化学・バイオ系の系長が兼任し、それぞれ担当の実習工場を掌理する。
- 3 各実習工場の責任者の任期は機械・知能系長と化学・バイオ系長の任期とする。

## (雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規則は、令和3年12月2日から施行する。